

岐阜市行政第154号
平成21年12月2日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 柳原秀訓



公文書公開請求に対する非公開処分に関する
不服申立てについて（答申）

平成21年4月7日付け岐阜市保地第439号で諮問のあった岐阜市長が行
った非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規グループ

答 申

第 1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が次に掲げる公文書について非公開とした処分は、取り消すべきである。

- ⑦ 平成18年岐阜刑務所で発生したノロウイルスの報告を保健所が岐阜刑務所より受けた記録及び文書（保健所作成）
- ⑧ （平成18年岐阜刑務所で発生したノロウイルス感染事例）ノロウイルスとおぼしき岐阜刑務所からの通報を受け岐阜刑務所へおも向いた保健所職員等の記録文書及び記録
- ⑨ （平成18年岐阜刑務所で発生したノロウイルス感染事例）ノロウイルスとおぼしき発生に関し岐阜刑務所へ調査を依頼した内容の記録文書及び記録
- ⑩ 平成18年岐阜刑務所で発生したノロウイルスに関し平成18年12月7日以降岐阜刑務所の受刑者の発症の報告を岐阜刑務所より受けこれを保健所が記録に残したもの
- ⑪ 平成18年岐阜刑務所で発生したノロウイルスに関して保健所の記録上の最終発症者と最終日を記録したもの

第 2 経緯

- 1 异議申立人は、平成20年5月27日に次に掲げるものを文書の名称として公開請求を行った。
 - ① 平成18年11月28日付岐阜市保地号外 各施設長あて「ノロウイルスを原因とする感染性胃腸炎の予防について」
 - ② 平成17年10月1日付岐阜市保地号外 各施設長あて「ノロウイルスを起因とする感染性胃腸炎の防止について」
 - ③ 平成18年12月7日岐阜市記者クラブあて資料提供「感染症の発生について」
 - ④ 平成19年8月24日岐阜市記者クラブあて資料提供「食中毒の発生について」
 - ⑤ 平成19年4月13日付岐阜市保地第39号 岐阜市保健所長回答書
 - ⑥ 平成19年10月17日付岐阜市保地第418号 岐阜市保健所長回答書
 - ⑦ 平成18年岐阜刑で発生したノロウイルスの報告を保健所が岐阜刑務所より受けた記録及び文書（保健所作成）
 - ⑧ 右ノロウイルスとおぼしき岐阜刑からの通報を受け岐阜刑へおも向いた保健所職員等の記録文書及び記録
 - ⑨ 右ノロウイルスとおぼしき発生に関し岐阜刑へ調査を依頼した内容の記録文書及び記録
 - ⑩ 右調査の結果

- ⑪ 平成10年8月岐阜刑で発生した食中毒の記録文書及び記録検便者数及び菌の発見者数等くわしく書かれたもの及び記録
 - ⑫ 右平成10年岐刑で発生した食中毒後1年以内に起きた集団下痢の記録
 - ⑬ 平成18年岐阜刑で発生したノロウイルスに関し平成18年12月7日以降岐阜刑の受刑者の発症の報告を岐阜刑より受けこれを保健所が記録に残したもの
 - ⑭ 平成18年岐阜刑で発生したノロウイルスに関して保健所の記録上の最終発症者数と最終日を記録したもの
- 2 この請求に対し、実施機関は、平成20年6月10日に次のとおり決定した。
- (1) 岐阜市保地第141-1号公文書公開請求決定通知書により、
①、②、③及び⑩に相当する文書について公開するとの決定
 - (2) 岐阜市保地第141-2号公文書公開請求決定通知書により、
⑦、⑧、⑨、⑬及び⑭に相当する文書については、組織上作成あるいは取得していないとして、
④、⑪及び⑫に相当する文書については、保存期間終了後廃棄し保有していないとして、
公開しないとの決定
 - (3) 岐阜市保地第141-3号公文書公開請求決定通知書により、
⑤及び⑥に相当する文書について一部公開しないとの決定
- 3 異議申立人は、2(2)の非公開決定に対し、
- (1) ⑦、⑧、⑨、⑬及び⑭については、平成20年7月16日に1通の異議申立書をもって
 - (2) ④、⑪及び⑫については、平成20年7月3日にそれぞれに対し1通ずつの異議申立書をもって
異議申立てを行っている。
- 4 この答申の対象としている異議申立ては、⑦、⑧、⑨、⑬及び⑭について、平成20年7月16日に1通の異議申立書をもってなされた異議申立てである。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

平成20年6月10日付け岐阜市保地第141-2号で実施機関が行った公文書の非公開処分の一部は、取り消すべきである。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書及び意見書によれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成18年に岐阜刑務所においてノロウイルスが発生し平成18年12月1日岐阜刑務所より岐阜市保健所に通報がなされたことは、平

成19年4月13日付け岐阜市保地第39号保健所長回答書ほか何種類かの公文書で判明しているので、保健所にその記録がないということはありえない。

- (2) 異議申立て人が公開請求をした公文書は、平成18年岐阜刑務所において発生したノロウイルスに関してノロウイルスとおぼしき岐阜刑務所からの通報を受け岐阜刑務所へ赴いた保健所職員等の記録文書及び記録である。そして、岐阜刑務所より通報を受け数名の保健所職員が岐阜刑務所を訪れ、調査の依頼をされたことも公文書により判明している。
- (3) 平成20年6月10日付け岐阜市保地第141-1号により、平成18年に岐阜刑務所で発生したノロウイルス感染事例についての調査の結果の開示が決定されている。調査の結果があるから、調査の依頼をした記録がないことはあり得ない。
- (4) 平成19年4月13日付け岐阜市保地第39号保健所長回答書によると、平成18年12月7日以降の発症者の報告は岐阜刑務所より残らず受けていると記載されている。したがって、被害の報告を受ければ、必ず記録に残しているはずである。
- (5) 20名以上が感染したノロウイルスに関する最終発症者数も最終日も記録していないことはあり得ない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での陳述によれば、次のとおりである。

- 1 ⑦、⑧、⑨、⑬及び⑭の文書について、保健所地域保健課では当該事項に該当する文書を組織上作成していないため、公文書不存在を理由として非公開決定をした。
- 2 ただし、保健所食品保健課が平成18年12月1日から食中毒疑いとして調査を開始し、同年12月7日に食中毒ではないと判定した記録に係る文書は存在する。しかし、当該事例が食中毒ではなく感染症であると断定したため、請求の対象文書ではないと判断して公開しなかった。
- 3 保健所は、感染症と食中毒の両面で調査を行った結果、感染症であると判断した。そして、感染症として行った記者発表の記事が残ってはいるものの、そのときのメモ書き等の書類は、既に廃棄して存在しない。

第5 当審査会の判断

- 1 本件異議申立ての対象となる公文書の存在

第2の2で記したように⑦、⑧、⑨、⑬及び⑭に相当する文書は、組織上作成あるいは取得していないとして非公開とされたが、実施

機関によれば、異議申立人の知りたい内容が感染症事例についてであると断定したためということである。

しかし、異議申立人は請求書に「ノロウイルスとおぼしき」と記載しているし、異議申立人の意見書にあるように「ノロウイルス感染事例とは記して」いないことから、感染症に限定した記録の開示を求めていると断定することはできない。

そして、実施機関によれば、岐阜刑務所において平成18年12月1日から食中毒疑いとして調査を開始し、同月7日に食中毒ではないと判定した記録文書は存在し食品衛生課に保存されているとのことであるから、この記録文書は実施機関の職員が組織的に用いているものとして当該実施機関が保有しているといえるのであり、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）第2条第1号に規定する公文書に該当する。

したがって、この記録文書は、本件異議申立ての対象となる公文書に該当するといえ、改めて実施機関において公開・非公開を決定すべきと考える。

2 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

3 その他

当審査会としては、開示請求書中に「ノロウイルス感染事例」と記載がないにもかかわらず、実施機関が公文書公開請求決定通知書で「ノロウイルス感染事例」と限定して決定をしている点について、今後は公開の対象となる公文書を限定することなく検討することを要望する。

第6 審査会の審査経緯等

平成20年	5月 27日	公文書公開請求
	6月 10日	実施機関の非公開決定
	7月 16日	異議申立て
平成21年	4月 7日	諮詢
	8月 3日	実施機関に陳述書の提出依頼
	8月 5日	陳述書提出
	8月 7日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	8月 12日	異議申立て人に陳述書の写しを送付
	8月 27日	異議申立て人から意見書提出
	9月 4日	審査会開催
	11月 18日	審査会開催
	12月 2日	答申